

ノーザンブリティッシュコロンビア大学(UNBC)と山形県立保健医療大学(YPUHS)との 国際交流協定の同意書

この覚書（以下「MOU」といいます）は、2025年12月4日付で締結されます。

UNBCは、カナダのブリティッシュコロンビア州により設立された公立研究大学です。 YPUHSは、日本の山形県により設立された、高等教育、実践、研究のための公立大学です。 UNBCは YPUHSと関係を築いており、両当事者は、本覚書第1項に定義される両当事者間の学術関係の促進および相互目標の達成という共通目標の達成に向けて協力する意向です。本覚書に含まれる前提および相互誓約を鑑み、両当事者は以下のとおり合意します。

1. 本覚書は、両当事者間の、学術及び研究における国際協力及び連携を、以下の方法（以下「目的」）で促進するための約束です。
 - a) 教員、研究員、学部生及び大学院生の交流
 - b) 両大学における相互の単位認定及びコアコースの共同開設
 - c) YPUHSからの留学生の優遇措置による募集
 - d) 両当事者の関心分野における学術資料及び出版物の交換
 - e) 共同研究室、プロジェクト、会議、セミナー、シンポジウム
2. 両当事者は、すべての資金的取決めは個々のケースごとに交渉され、両当事者によって決定され、資金の入手可能性に応じて決定されることを理解する。両当事者は、目的達成のための財源確保に努めるものとする。
3. 本覚書は、法的拘束力のある文書となることを意図するものではない。したがって、本MOUはいずれの当事者の完全な自主性を損なうものではなく、また、いずれの当事者も本MOUの履行において他方当事者にいかなる制約を課すものではありません。
4. 本MOUは5年間有効で、3年ごとに見直しが行われ、書面による相互合意に基づき、相互に合意可能な期間延長されるものとします。
5. 本MOUは、一方または双方の当事者が、機関関係を終了または変更する意図を適切に通知するまで有効です。
6. 両当事者は機会均等を認め、人種、性別、年齢、民族、宗教、または国籍に基づく差別を行いません。

7. 各当事者は他方当事者から独立しています。本 MOU のいかなる条項も、YPUHS と UNBC の関係をパートナーシップ、合弁事業、または雇用関係とするものではありません。いずれの当事者も、他方当事者を拘束する約束を行う権限、または他方当事者に代わって行動する権限を有しません。

8. 本 MOU の運営に関する連絡先は次のとおりです。

Toshiaki Sato

Director, Strategy and Outreach

Yamagata Prefectural University of Health Sciences
260 Kamiyanagi, Yamagata, 9902212
tsato@yachts.ac.jp

Mark Barnes

Associate Vice-President, Strategy and Outreach

University of Northern British Columbia
3333 University Way
Prince George, BC V2N 4Z9
Mark.barnes@unbc.ca

9. 本覚書は、両当事者の代表者が下記に署名した時点で発効する。

両当事者は、発効日をもって本覚書を締結した。

**YAMAGATA PREFECTURAL UNIVERSITY OF
HEALTH SCIENCES**

UNIVERSITY OF NORTHERN BRITISH COLUMBIA



Masahiro Kohzuki

President and Chairman



Paula Wood-Adams

Vice-President, Research and Innovation